

奈良県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上品寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事 村田 弘 檀原市上品寺町一五二

監事 西本 賢一 〃 一四三

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事 村井 彦文 檀原市上品寺町一四一―一

監事 林 弘 〃 一八二